

平成24年5月31日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成24年5月31日
開会 午前11時20分 閉会 午前11時55分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 芳滝 仁 副委員長 藤原孟
委員 小川純文 岡本眞利子 田口廣之 成田年雄 中橋友子
- 4 傍 聴 者 小島智恵 谷口和弥 野原恵子 増田武夫
- 5 事 務 局 局長 米川伸宜 課長 萬谷司 係長 金田恭之
- 6 審査事件 1 付託された陳情の審査について
(1) 陳情第9号「けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書」の提出を求める陳情書
(2) 陳情第10号「介護保険制度の見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書
(3) 陳情第11号「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書」の提出を求める陳情書
2 所管事務調査項目について
- 7 審査結果 別 紙

委員長 芳 滝 仁

◇審査内容

(11:20 開会)

○委員長（芳滝 仁）ただいまから民生常任委員会を開会をいたします。本定例会で付託されました陳情の審査につきましてはよろしく願いをいたします。陳情第9号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書の提出を求める陳情書ならびに陳情第10号、介護保険制度の見直しを求める意見書の提出を求める陳情書、3といたしまして陳情第11号、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書の提出を求める陳情書の3件付託されております。

審査に入ります前にみなさま方に資料の提供をさせていただいております。けいれん性発声障害のことと子ども・子育て新システム、この2つについて、資料を副委員長と相談させていただいて提供させていただきました。新しいことですので、資料についても必要であれば休憩を取って、フラットなかたちで若干の説明はいただけるということで了解をいただいておりますが、みなさま方にお諮りをしてそうさせていただくかどうか判断したいと思っておりますがどうでしょうか。

○委員（了解の声）

○委員長（芳滝 仁）よろしいでしょうか。それでは、暫時休憩をさせていただいて資料についてフラットなかたちで説明をしていただくということでお願いしたいと思います。暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（芳滝 仁）それでは会議を再開をさせていただきます。まず、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書の提出を求める陳情書につきまして、質疑がございましたら、今回は資料提供をただけですので、若干質疑をいただきながら、ご了解をいただきましたら会期中にもう一度委員会を開催させていただいて、それまでに深めていただければというふうに思っております。質疑がないようでしたら次回に向けて深めていただければと思います。

陳情第10号、介護保険制度の見直しを求める意見書の提出を求める陳情書に入らせていただきます。介護保険につきましては、新しい制度になりまして、様々な課題が出てきているのだと思います。質疑がありましたら願いをいたします。中橋委員。

○委員（中橋友子）介護保険制度が始まりまして3度目の料金も含めての改訂が行われて、この4月から新しい制度のもとに、改訂にもとづいてスタートしている状況ですが、スタートして2ヶ月ということで、本当に短い期間なのですけれども、たくさん改訂された中で、特にここで提出されています生活支援に係わって改訂の中身が非常に不自由を来す、十分に介護の補償につながらないという声が殺到しているという現場の状況を聞きまして、この部分だけ何とか早くもとに戻らないだろうかというのがこの陳情書の趣旨だというふうに押さえております。つまり、自宅で介護保険は、そもそも社会で介護を支えるということからスタートしまして、施設の利用というのはもちろんあるのですけれども、お家において支援をいただいて生活をするということも大事な分野なのです。このお家での支援というのは、歩行困難なひとだとかいろいろなことがあって、たとえば、買い物をお願いするとか、あるいは、自宅において調理をしていただくとか、調理が多いようなのですが、そういう組み立てで利用されてきた。だいたい、今までは単位が60分であったが、ところがそれが20分以上45分になった。そうすると、わずか15分の削減ということなのですけれど

も、家事だとかというのは60分できちっとそのひとの分の3食になるのか2食になるのか作って全部終わらせるというのは、60分でも厳しいなというふうに自分自身も家事をやっていると思うところなのですが、わずか15分なのですけれども削られるということはたいへんなことになっている。致し方なく、それを2回とか3回に分けて、1日の間に使うということになれば、当然料金に跳ね返ってくるということと、事業者側からも問題が出ているということを知っているのですが、事業者は今まででしたら1回1日に行って、60分で帰って来ることができて、介護を支えることができた。ところが今度は45分で帰って来なくてはならないから、また、同じ日のうちに要望があれば、契約の中身によってですが、出かけて行ってやるという、ひとの配置の面ですとか単価の面ですとか非常に困難を期しているというようなことを、4月、特に5月に聞きまして、大事な介護制度を本当に必要なひとに保障していくという点では、この45分に縮めるということは厳しいなということでこの陳情書を理解しておりました。以上です。

○委員長（芳滝 仁）ほかに質疑の方、ご意見ございませんか。ございませんようです。それで、会期中に再度委員会を開催いたしますので、また議論していただいて、その折りに採決をしていただければと思います。

つぎに陳情第11号、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。これは道議会等でも議論がされております。様々な課題が指摘をされているとのことであります。本日資料を提供をされましたが、またほかにもいろいろな資料があることであります。本日ご意見のある方は、おっしゃっていただいて、そのご意見も参考にさせていただこうと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。質疑のある方挙手をお願いします。中橋委員。

○委員（中橋友子）先ほど担当の方から詳細な説明をいただきました。今、国会で議論されている最中でありますから、その結果としてこの意見書の果たす役割は大きいだろうと反映させる意味で今の時期は大きいだろうとひとつは思います。いろいろありましたけれども、基本的なことで自分が考えるには、もともと保育事業というのは児童福祉法に基づいて公的機関、ここでは自治体です。保育に関わって措置を義務付けられていたのです。つまり、公の責任でこどもを、教育もそうですけれども、育て上げましょうということだったのですけれども、今回の改訂の一番の問題は、その措置規定がなくなって、株式会社やNPOとかいろいろ出てきましたけれども、その措置規定がなくなるという点では、いろいろ縛りをかけていくという説明上はありますけれども、現実的にはその縛りというのは措置規定があるのとないとは大きな違いが出てくるということと、それから、これは単なる幼保の一元化という問題ではなくて、それぞれのこどもたちをどう責任をもって、きちっと保護者やまちが一体になって育てていくかということでもありますので、私は措置規定そのものを無くしていくということに大きな不安、懸念を持っております。したがって、おそらく、もう1回委員会が開かれると思いますので、それまでさらに勉強をさせていただいて考えをきちっと述べさせていただきたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁）ほかに質疑のある方どうですか。道議会では採択されておることあります。よく似た陳情書が採択されております。待機児童のことが大きなことで、私どもの北海道の事情にあっているのかというようなこともあろうかと思っております。様々な形で深めていただいて、再度委員会を開催させていただきましますので、その折りにまたご議論いた

だき、質疑いただき、ご意見を出していただければと思います。

本日の委員会は、3つの陳情につきましては、これくらいで止めておきたいと思いがよろしいでしょうか。

○委員（了承の声）

○委員長（芳滝 仁）次回は、14日の10時から本会議がありまして、全員協議会がありますので、その後にさせていただきたいと思いが。そういうことで予定させていただきます。

所管事務調査につきましても次回にお伺いしますので考えておいていただきたいと思いが。では本日の委員会を終了させていただきます。

（閉会 11:55）